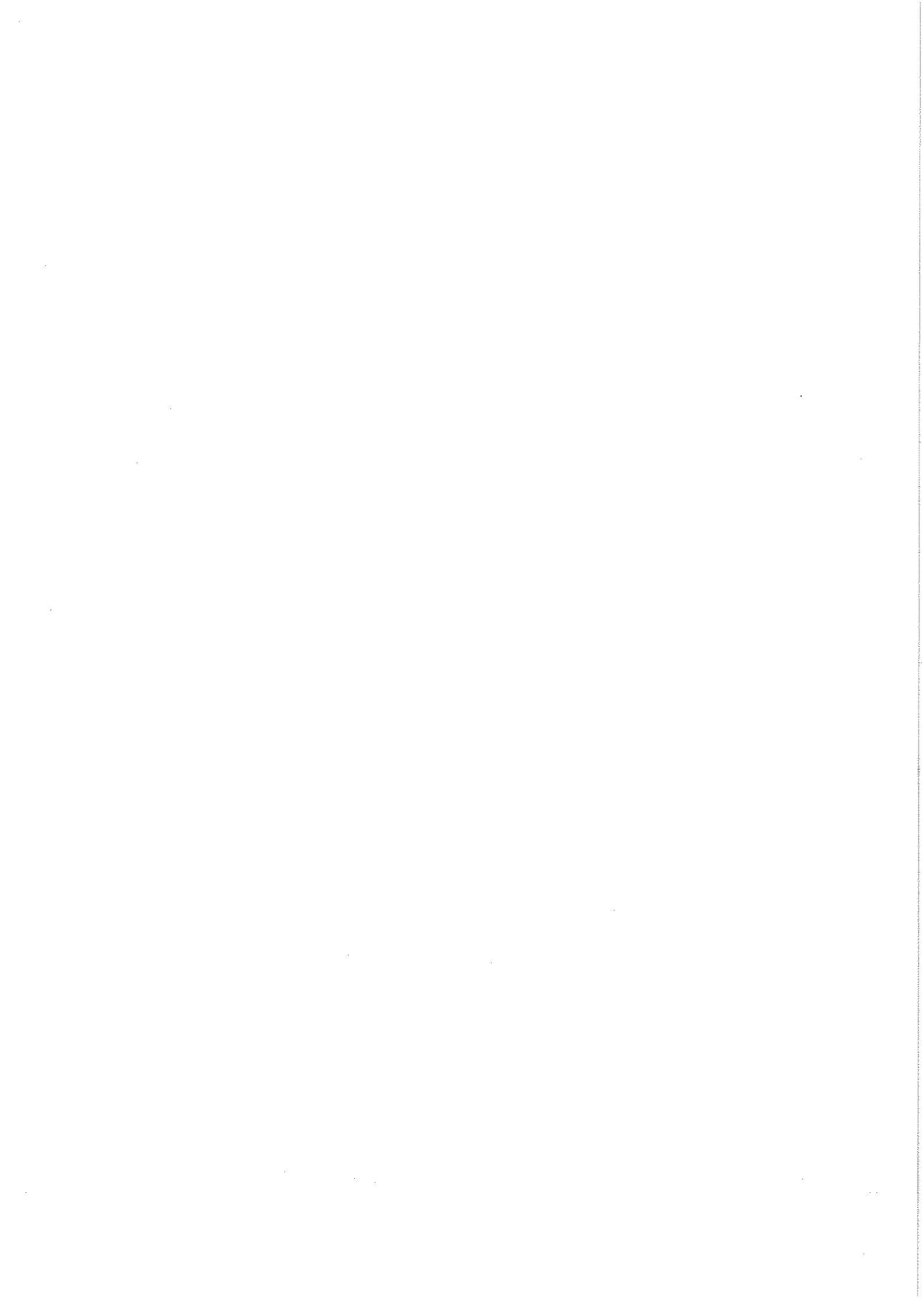


二宮町高齢者保健福祉計画 及び第8期介護保険事業計画 (案)

【抜粋版】

令和3年2月現在

二宮町





第4章 計画の具体的な取り組み

基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括支援センターの機能強化

施策の展開

地域の課題や目標を共有しながら関係団体と相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう、庁内組織との連携強化を図り、地域包括支援センター全体の資質向上、機能強化を図るとともに、窓口機能を更に整備していきます。

また、地域ケア会議の機能の明確化や協議体との連携などにより効率化を図り、引き続き個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を汲み取り、地域への展開に向けて取り組みます。

具体的取り組み

(1) 地域包括支援センターを核としたネットワークの充実

地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察、自治会、ボランティア団体等、地域の各種団体との連携を強化し、地域の相談窓口や人的資源などを活用していく仕組みづくりを行っていきます。

また、それらの地域資源との連携を強化する中で、地域包括支援センターを中心としたネットワークを充実し、地域ケア会議や協議体が効率的に機能するように今後も施策の方針や個別の事業展開について、主管部、主管課と緊密な連携を図っていきます。

(2) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が抱える課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に対応する、高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として位置づけられます。

高齢者のニーズや健康状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるように、地域包括支援センターの機能の充実を図っていきます。

(3) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域課題の共有・検討、ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指すための会議です。

地域レベルの地域ケア会議においては、保健・医療・福祉の関係者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の関係者の参画により開催します。個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の各機能別ケア会議の開催について検討・整理を進め、地域包括支援センター運営協議会などに諮りつつ、お互いさま推進協議会と連携して地域づくりを進めます。

【目標値（令和5年度）：地域ケア会議の開催 年12回】

(6) 日常生活自立支援事業（あんしんセンター）

社会福祉協議会が窓口となり、判断能力が不十分なことにより日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助、行政手続きに関する援助、日常的金銭管理などを行います。

(7) 生活支援サービスの体制整備

元気な高齢者をはじめ、社会福祉協議会、ゆめクラブや自治会、地区社協部会、ボランティアやNPOなどの町民主体の活動、シルバー人材センター、社会福祉法人、民間企業などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

インターネット上のサイトや地域の通いの場などで閲覧できるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。今ある生活支援サービス以外に求められる支援については、地域の多様な主体と共に必要な活動に取り組めるよう生活支援コーディネーターを中心に支援体制を推進します。町域の協議体であるお互いさま推進協議会を進めるとともに、地域の協議体の取り組みを支援します。

【目標値（令和5年度）：お互いさま推進協議会（第1層協議体）開催 年4回】

4 在宅医療・介護の連携の推進

施策の展開

高齢者が支援を必要となっても住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、医療、介護、福祉のサービスや様々な生活支援サービスを、継続的、包括的に提供できるよう引き続き体制づくりに努めます。

具体的取り組み

(1) 在宅医療・介護連携の充実

神奈川県・平塚保健福祉事務所の支援の下、中郡医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、介護保険事業所等と緊密に連携しながら、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討の基に、人材育成、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域住民への普及啓発等を行い、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

【目標値（令和5年度）：多職種連携会議開催 年2回】

(2) かかりつけ医の普及

疾病の予防、早期発見等の適切な医療の提供を行っていく上で、個人の日常生活、健康状態を熟知したかかりつけ医がいることは非常に有効であるため、平塚保健福祉事務所と連携して、かかりつけ医を持つことで安心して医療が受けられることを、今後も普及していきます。

2 身近な介護予防の展開

施策の展開

高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、話し合いをするなど地域の通いの場の充実を推進します。

運動機能の向上、口腔機能の向上等の介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、各種講座を地域に出向いて実施します。

更に、健康づくりや介護予防を一体的に取り組むために、関係機関との連携を図ります。

具体的取り組み

(1) 介護予防普及啓発事業

各地域の通いの場を拠点にしながら、自主的な介護予防の活動が広く実施され、高齢者が積極的に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築するため、現在元気な高齢者や、介護予防対象者に該当する高齢者に出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を進め、積極的に取り組んでいけるよう支援していきます。

【目標値（令和5年度）：出前講座等を実施する地域の通いの場 18箇所】

(2) 地域介護予防活動支援事業

地域の通いの場の活動を運営費補助や専門スタッフの派遣などを行い支援します。必要に応じて介護予防リーダーの養成を行い、地域での介護予防活動の支援を行っていきます。

また、口腔機能・認知機能・閉じこもりの予防や仲間づくりを目的として、オリジナル二宮体操を身近な地域で開催し、介護予防ボランティアを引き続き育成します。

住民主体の活動的で継続的な地域の通いの場として活動を展開していきます。

(3) 保健と介護の連携【新規】

フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築し、人生100年時代を見据えた高齢者の予防・健康づくりの推進に努めます。

基本目標4 認知症施策の更なる推進

1 認知症予防の推進

施策の展開

高齢化の進展により認知症高齢者が増えることが予想されます。認知症に関する正しい知識と理解の向上を認知症サポーター養成講座や地域の通いの場の講座を通じて取り組むとともに、かかりつけ医等の医療との連携も含め、医療従事者や介護従事者が認知症の対応力を持って認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備と認知症予防の更なる取組を推進します。

具体的取り組み

(1) 認知症に関する正しい知識の普及

認知症は誰もがなりうる病気であることを前提に、原因となる疾患を予防する生活習慣等の定着を支援します。

一人ひとりが認知症を我が事と捉え、認知症高齢者やその家族が尊厳を持って暮らせるまちづくりを進めることで、認知症の行動・心理症状の軽減を図れるよう、広報や出前講座等で普及啓発します。

児童・生徒に対する認知症の理解を深めるため、学校の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を実施します。

また、町職員全員に、住民サービスの向上を図るため、認知症サポーター養成講座を実施します。

【目標値（令和5年度）：認知症サポーター養成者数（児童・生徒・教員）800人（延べ）】

(2) 認知症の予防

地域の通いの場の中で、認知症予防に効果があるとされる運動や人との交流活動を展開しており、今後も継続し、地域において継続的な認知症予防の取り組みを推進します。

(3) 認知症対応力向上の促進【新規】

在宅医療・介護連携推進事業での研修会を通じて、医療従事者の認知症への対応力向上を図ります。

また、介護従事者にも認知症対応力向上のための取り組みを進めます。

(6) 地域の支援体制の構築

地域で暮らす認知症高齢者やその家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。サポーター養成講座に限らず、地域包括支援センターや介護保険事業所等と連携し、広く認知症についての普及啓発に努めます。

また、認知症サポーターのステップアップ講座を開催するとともに、活躍できる場の提供を図ります。認知症の方やその家族に必要なニーズに合った支援につなげる仕組みとして「チームオレンジ」を設置します。

(7) 町民全体で見守る体制づくり

認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるように、地域での見守り体制を確立し、認知症等行方不明SOSネットワークシステムを拡充していきます。

また、身寄りのない認知症高齢者、虐待など不適切な環境におかれた高齢者等に対し、介護支援専門員等と連携し、必要に応じ成年後見制度の利用などにつなげます。

【目標値（令和5年度）：認知症等行方不明SOSネットワークシステム登録者数 30人】

(8) 権利擁護事業

地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し身体、精神、財産等権利擁護の観点から、対応が必要な方への支援を行います。権利擁護に関する相談窓口として関係者との連携を図ります。

(9) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について、広報や講演会を通じて周知を行い、利用の普及を図るとともに、地域包括支援センターにて相談を受けます。

また、成年後見制度が必要な方を早期に発見し、迅速な対応が図れるよう、地域包括支援センター等関係機関との綿密な連携を図ります。

成年後見制度の利用促進を図るため、広域を含めた中核機関の設置についての検討をします。

2 介護保険サービス等の見込み

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月	4,193.0	4,111.1	4,233.3	4,377.6	4,546.3	4,839.2	5,041.9	3577.7
	人/月	187	191	187	208	210	222	229	181

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	回/月	2.2	0.5	0.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.0
	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	121.4	156.0	151.8	166.2	200.5	230.7	248.5	156.1
	人/月	24	32	34	37	41	44	45	30

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	回/月	261.3	258.8	275.3	290.8	304.9	309.1	319.0	261.5
	人/月	36	38	41	40	42	42	44	36
介護給付	回/月	1,195.6	1,174.8	1,269.0	1,273.6	1,338.6	1,383.4	1,428.6	1094.8
	人/月	142	146	147	155	160	165	167	131

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	回/月	6.2	16.2	54.0	67.0	69.0	71.0	61.0	26.0
	人/月	1	1	3	4	4	4	3	2
介護給付	回/月	88.3	97.7	149.3	105.0	127.0	153.0	257.0	118.0
	人/月	7	7	10	11	11	12	14	9

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人/月	28	28	31	35	37	41	45	28
介護給付	人/月	239	259	285	303	317	334	353	249

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月	1,891.4	2,171.6	2,393.5	2,645.2	2,937.2	3,329.8	3,554.6	2,079.6
	人/月	209	234	244	284	308	348	368	214

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人/月	29	27	25	31	33	34	35	23
介護給付	回/月	611.5	640.3	548.3	667.1	799.0	857.6	926.1	546.2
	人/月	79	84	73	92	107	114	121	70

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	回/月	18.1	8.9	3.8	12.0	15.0	18.0	23.0	7.0
	人/月	3	1	1	2	2	2	3	1
介護給付	回/月	557.2	531.4	481.8	548.3	638.4	708.5	793.0	427.0
	人/月	68	67	57	69	72	75	78	56

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	回/月	2.5	8.8	0.0	15.0	15.2	15.4	15.6	0
	人/月	1	1	0	1	1	1	1	0
介護給付	回/月	85.0	70.8	43.5	96.0	134.0	180.0	211.0	106.0
	人/月	15	13	8	11	13	15	16	11

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人/月	0	1	1	2	2	2	2	
介護給付	人/月	40	40	45	43	48	52	52	70
利用定員	人/月	36	36	36	36	54	54	54	72

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。第8期期間中には、開設の予定はありません。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	
利用定員	人/月	0	0	0	0	0	0	0	

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	20	23	22	27	27	36	54	54
利用定員	人/月	27	27	27	27	27	54	54	54

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	0	1	1	2	2	2	3	2

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月	898.2	748.9	469.0	491.5	506.9	545.1	597.2	401.9
	人/月	98	88	64	65	67	72	79	53

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	142	138	142	144	144	146	145	123

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	74	73	72	72	75	76	80	68

③ 介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	0	2	3	3	4	4	6	7

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。令和5年度末に廃止の予定です。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月	1	2	2	2	1	1		

3 介護保険給付費見込み額の推計

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込み額は次のとおりです。

○ 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	203	213	222	222	193
介護予防訪問看護	15,617	16,402	16,629	17,178	14,060
介護予防訪問リハビリテーション	2,439	2,515	2,590	2,222	949
介護予防居宅療養管理指導	3,952	4,140	4,594	5,048	3,180
介護予防通所リハビリテーション	12,201	12,956	13,452	13,705	8,728
介護予防短期入所生活介護	839	1,049	1,239	1,596	482
介護予防短期入所療養介護(老健)	906	918	930	942	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,657	9,916	10,134	10,223	7,342
特定介護予防福祉用具販売	1,278	1,582	1,806	2,029	1,421
介護予防住宅改修	6,216	7,832	9,447	8,982	6,681
介護予防特定施設入居者生活介護	28,810	29,023	29,532	29,926	20,318
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,087	3,987	5,436	6,523	5,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,751	5,754	5,754	5,754	5,754
(3) 介護予防支援					
	11,426	11,832	12,119	12,291	10,235
合計	100,382	108,119	113,884	116,641	84,779

○ 居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	168,268	174,624	185,661	193,721	136,919
訪問入浴介護	24,898	30,031	34,496	37,223	23,371
訪問看護	79,184	83,372	86,121	89,053	67,827
訪問リハビリテーション	3,603	4,360	5,278	8,734	4,040
居宅療養管理指導	45,283	47,390	49,921	52,770	37,328
通所介護	241,751	266,614	303,786	327,045	183,916
通所リハビリテーション	72,959	87,570	94,209	102,398	59,004
短期入所生活介護	54,681	63,351	70,150	78,876	41,776
短期入所療養介護(老健)	11,490	15,768	20,957	24,522	12,229
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	69,983	73,364	76,614	79,017	57,218
特定福祉用具販売	2,649	2,889	2,905	3,408	2,265
住宅改修	7,975	8,926	8,714	9,729	5,521
特定施設入居者生活介護	376,342	383,057	392,345	401,322	325,071
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,415	2,416	4,482	9,393	8,185
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,468	4,069	6,676	8,939	7,497
小規模多機能型居宅介護	21,455	39,913	48,007	52,948	43,779
認知症対応型共同生活介護	132,110	147,092	158,564	156,489	210,808
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80,330	80,991	105,899	161,031	160,499
看護小規模多機能型居宅介護	3,419	3,421	3,421	3,421	3,421
地域密着型通所介護	43,427	44,767	48,126	52,921	34,162
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	459,796	461,090	468,291	465,230	397,511
介護老人保健施設	238,460	248,426	251,283	264,334	226,566
介護医療院	12,020	14,322	14,322	22,236	29,569
介護療養型医療施設	7,349	3,676	3,676		
(4) 居宅介護支援	118,086	119,556	122,144	125,434	101,888
合計	2,280,401	2,411,055	2,566,048	2,730,194	2,180,370

○ 総給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅サービス	1,039,815	1,145,743	1,250,266	1,340,513	889,053
居住系サービス	543,013	564,926	586,195	593,491	561,951
施設サービス	797,955	808,505	843,471	912,831	814,145
合計	2,380,783	2,519,174	2,679,932	2,846,835	2,265,149

○ 標準給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	2,380,783	2,519,174	2,679,932	2,846,835	2,265,149
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	52,072	48,012	49,629	50,473	41,061
高額介護サービス費等給付額	68,941	73,650	80,345	82,258	82,258
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,000	15,000	17,000	18,000	17,000
算定対象審査支払手数料	1,932	1,992	2,061	2,125	1,863

○ 地域支援事業費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	74,806	79,224	83,237	91,197	80,341
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	39,104	41,404	43,704	48,304	63,193
包括的支援事業(社会保障充実分)	11,053	11,898	12,563	13,863	16,417
合計	124,963	132,526	139,504	153,364	159,951

(3) 所得段階の人数

町では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料段階とするため、第7期までの10段階から13段階に保険料段階を設定します。

所得段階別の被保険者数は以下のように見込まれます。

○ 所得段階別第1号被保険者数の推計

所得段階	対象者		負担割合	被保険者数の推計(人)					
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計		
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.50	1,429	1,421	1,413	4,263		
	住民税 非課税 世帯	・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人							
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人		基準額 ×0.75	557	554	550	1,661	
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額 ×0.75	492	490	487	1,469	
第4段階		住民税 課税 世帯で 本人 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額 ×0.90	1,606	1,597	1,588	4,791
第5段階 (基準段階)			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		基準額 ×1.00	1,342	1,335	1,327	4,004
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人		基準額 ×1.20	1,125	1,119	1,112	3,356	
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		基準額 ×1.30	1,632	1,624	1,614	4,870	
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額 ×1.50	892	887	882	2,661	
第9段階		住民税 本人 課税	合計所得金額が320万円以上400万円未満の人		基準額 ×1.70	363	361	359	1,083
第10段階			合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額 ×1.90	152	151	150	453
第11段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の人		基準額 ×2.00	118	117	116	351		
第12段階	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.10	71	71	71	213		
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上の人		基準額 ×2.20	90	90	89	269		
合計				9,869	9,817	9,758	29,444		

○ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、各所得段階別見込人数に負担割合を乗じたものです。

所得段階	対象者		負担割合	被保険者数の推計(人)				
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.50	714	711	707	2,132	
	住民税 非課税 世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人						
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人		基準額 ×0.75	418	415	413	1,246
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額 ×0.75	369	367	365	1,101
第4段階	住民税 課税 世帯で 本人 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額 ×0.90	1,445	1,437	1,429	4,311
第5段階 (基準段階)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		基準額 ×1.00	1,342	1,335	1,327	4,004
第6段階	住民税 本人 課税	合計所得金額が120万円未満の人		基準額 ×1.20	1,350	1,343	1,334	4,027
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		基準額 ×1.30	2,122	2,111	2,098	6,331
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額 ×1.50	1,338	1,331	1,323	3,992
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の人		基準額 ×1.70	617	614	610	1,841
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額 ×1.90	289	287	285	861
第11段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の人		基準額 ×2.00	236	234	232	702
第12段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.10	149	149	149	447
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上の人		基準額 ×2.20	198	198	196	592
所得段階別加入割合補正後被保険者数				10,587	10,532	10,468	31,588	

※ 人数に負担割合を乗じると端数が生じるため、合計欄と必ずしも一致しない場合があります。

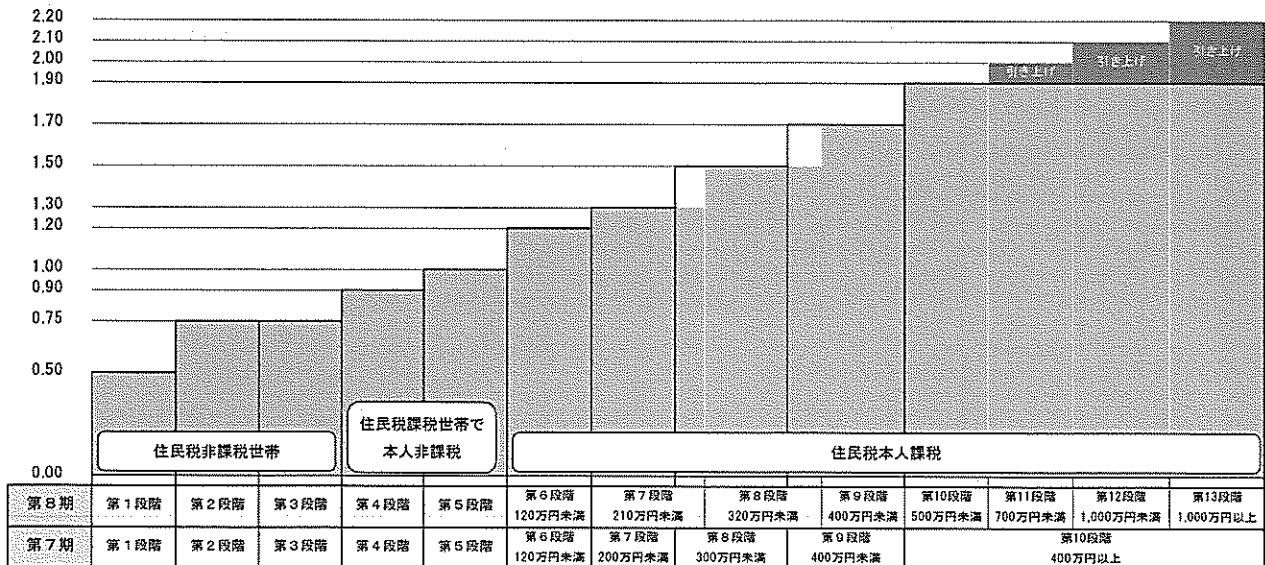
(4) 第1号被保険者保険料

令和3年度から令和5年度にかけての第1号被保険者の1か月あたりの保険料基準額は下表のようになります。

項目	計算式	金額等
① 標準給付費		8,003,522,456 円
② 地域支援事業費		396,993,000 円
③ 第1号被保険者負担相当額	(①+②) × 23.0	1,932,118,555 円
④ 調整交付金相当額		412,039,473 円
⑤ 調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	379,837,000 円
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額		0 円
⑦ 財政安定化基金償還金		0 円
⑧ 準備基金取崩額		195,300,000 円
⑨ 保険料収納必要額	③+④-⑤+⑥+⑦-⑧	1,769,021,028 円
⑩ 予定保険料収納率		99.3%
⑪ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 × 各所得段階別保険料率	31,588 人
⑫ 保険料・年間	⑨ ÷ ⑩ ÷ ⑪	56,400 円
⑬ 保険料・月額	⑫ ÷ 12	4,700 円

この結果、第8期計画における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、4,700 円とします。

○ 第7期との比較





資料

二宮町介護保険条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 15 日 条例第 4 号
改正
平成 13 年 9 月 17 日 条例第 34 号
平成 15 年 3 月 19 日 条例第 11 号
平成 14 年 3 月 13 日 条例第 14 号
平成 17 年 3 月 9 日 条例第 5 号
平成 18 年 3 月 15 日 条例第 13 号
平成 20 年 3 月 11 日 条例第 7 号
平成 21 年 3 月 10 日 条例第 16 号
平成 24 年 3 月 28 日 条例第 9 号
平成 27 年 3 月 6 日 条例第 13 号
平成 27 年 6 月 18 日 条例第 21 号
平成 27 年 12 月 17 日 条例第 31 号
平成 28 年 3 月 9 日 条例第 19 号
平成 30 年 3 月 9 日 条例第 14 号
平成 31 年 3 月 28 日 条例第 24 号
平成 31 年 3 月 29 日 条例第 26 号
令和 2 年 4 月 1 日 条例第 9 号
令和 2 年 6 月 22 日 条例第 14 号

第 4 章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の設置）

第 13 条 この町の行う介護保険の運営に関し調査審議するため、二宮町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 14 条 協議会は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者

（委員の任期）

第 15 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（規則への委任）

第 16 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

介護保険運営協議会委員名簿

氏名	職名
齋藤 達也	医師（湘南大磯二宮クリニック）
原 徹	歯科医師（原歯科クリニック）
齋藤 昌久	薬剤師（さいとう薬局）
吉澤 学	介護支援専門員
里山 樹	社会福祉法人寿考会 理事長
柴谷 寛人	メゾン・二宮 施設長
山田 政雄	二宮喜楽園 施設長
西山 千鶴子	民生委員・児童委員
西山 静子	介護相談員
宮内 春実	学識経験者
松井 陽代	被保険者
峯尾 賢治	被保険者

二宮町高齢者保健福祉計画
及び第8期介護保険事業計画

令和3年3月
二宮町

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地
電話番号 0463-71-5348 (直通)